

▼綱領

- 一、我等は團結の威力と相互扶助の組織とを以て經濟的福利の増進並に知識の啓發を期す
- 二、我等は斷乎たる勇氣と有効なる戰術とを以て資本階級の抑壓迫害に對し徹底的に闘争せんことを期す
- 三、我等は労働者階級と資本階級とが兩立すべからざることを確信す我等は労働組合の實力を以て労働者階級の完全なる解放と自由平等の新社會の建設を期す

姓名	年 月 日 生		現住所	本籍地	職業	加入年月	組合員 トシテ ノ略歴
	年	月					
						大正	

▼注意

- 一、本證は組合員たる事の證明となるものなれば常に所持すること
- 一、組合費は毎月必ず前納する事、故なく二ヶ月以上停滞したる時は、組合員としての特權を失ふ
- 一、組合の諸集會、講演會等には本證を提示して發言し、無料聴講する事を得、但別に資格を定めたる場合は比限りにあらず